

## 委 託 契 約 書 (案)

長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、林業・木材産業未収金回収業務に関する委託契約を締結する。

### （総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

### （委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務の名称 林業・木材産業改善資金未収金回収業務
- (2) 業務の内容 別添の「林業・木材産業改善資金未収金回収業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく未収金回収業務

### （履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和7年（2025年）〇月〇日から令和8年（2026年）3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託料は、この契約により収納した対象債権ごとの額の100分の〇〇に相当する額（これに1円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を合計した金額に、消費税及び地方消費税の額を加えた金額を受託者に支払うものとする。なお、委託料に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2 前項による委託料が県予算を上回る場合であっても、委託料は県予算の範囲内で支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付を免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

### （委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、地方自治法第243条の2の規定により、指定公金事務取扱者として委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

### （委託事務処理の検査）

第7条 委託者は、必要があると認められるときは、委託に係る収納の事務について検査することができるものとする。

2 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況等について委託者に報告しなければならない。

### （収納状況等の報告）

第8条 受託者は、令和7年〇月〇日を初回とし、毎月の収納状況を翌月の5日までに、別に定める委託収納報告書（様式1号）及び委託収納金計算書（様式2号）により委託者に報告しなければならない。ただし、3月分については、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

### （委託料の請求及び支払）

第9条 受託者は、委託者に対し、第4条の規定により算出した委託料について、令和8年4月に支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項により受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

### （秘密の保持）

第10条 受託者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしては

ならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承認した場合は、この限りでないものとする。

(業務総括責任者)

第14条 受託者は、委託業務の処理について業務総括責任者を定め、業務総括責任者選定通知書(様式3号)により委託者に通知するものとする。業務総括責任者を変更した場合も同様とする。

(業務総括責任者の変更請求等)

第15条 委託者は、業務総括責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認めるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第17条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第17条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第17条の3 委託者は、この契約の受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合は、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。  
(債務不履行の損害賠償)

第18条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに委託収納報告書及び委託収納金計算書を提出しないときは、当該期限の翌日から報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第9条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第17条から第17条の3までの規定により契約が解除されたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 委託者は、前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

5 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第19条 受託者は、第17条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、この契約に基づき給付を受けた委託料の10分の2に相当する額を、賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 受託者は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

委託者 住 所 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

職・氏名 長野県知事 阿 部 守 一

受託者 住 所  
法 人 名  
職・氏名

## 個人情報取扱特記事項

### （秘密の保持）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （個人情報の取扱い）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

### （責任体制の整備）

第3 受託者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制（個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の発生等に備えた連絡・対処体制を含む。以下「責任体制」という。）を構築し、及び維持しなければならない。

### （責任者及び従事者）

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、責任体制と併せて、あらかじめ委託者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させるとともに、従事者に、責任者の指示に従いこの特記事項を遵守するようにさせなければならない。

3 受託者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### （作業場所の特定）

第5 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

2 受託者は、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。ただし、事前に委託者の承認を受けて委託者が指定した場所へ持ち出す場合は、この限りでない。

### （教育及び研修の実施）

第6 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の保護について必要な教育及び研修を責任者及び従事者に対して実施しなければならない。

### （個人情報の目的外利用等の禁止）

第7 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の目的外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

### （再委託の原則禁止）

第8 受託者は、次項の規定による委託者の承諾があった場合を除き、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、第三者にその取扱いの委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受託者は、個人情報の処理の再委託をしようとする場合には、この契約により委託者が受託者に求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を再委託の相手方に求めるものとし、

業務の着手前に、次に掲げる事項を記載した書面を委託者に提出して、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託を行う業務の内容
- (5) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (6) 再委託の相手方に求める個人情報の保護措置の内容
- (7) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の委託者の承諾は、書面によるものとする。

4 受託者は、再委託をする場合には、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して、再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

5 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

6 前各項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第9 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第10 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託による管理を含む。以下同じ。）のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還、廃棄又は消去)

第11 受託者は、この契約による業務を行うために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後においては、委託者の指示により、速やかに返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、前項の廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）に当たっては、記録媒体を物理的に破壊する等、当該個人情報の判読、復元等が不可能な方法により確実に処理しなければならない。

3 受託者は、廃棄等に際し、委託者から立合い又は報告書の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(漏えい等発生時の対応)

第12 受託者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の事態が生じた場合には、被害を最小限にするための措置を、速やかに講じるとともに、同項の指示により、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項に定めるもののほか、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査又は調査)

第13 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況につ

いて、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から個人情報の適切な管理について改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、再委託を行う場合には、必要に応じて、再委託の相手方が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、再委託の相手方に対して報告を求め、及び作業場所の実地監査ができるよう必要な調整を行うものとする。

3 前項の規定は、再々委託及びそれ以降の契約について準用する。

#### (契約の解除)

第14 委託者は、受託者が個人情報保護法、その他関係法令及びこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

#### (損害賠償)

第15 受託者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。